

第151号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る一般競争入札の施行
（戸籍システム関連業務支援拠点運営委託 一式） 2
- △ 特定調達契約に係る一般競争入札の施行
（令和6年度タブレット型コンピュータサポート業務委託 一式） 5
- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
（学校開放管理システム再構築業務委託 一式） 8

調 達 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年12月19日

契約事務受任者 横浜市副市長

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
戸籍システム関連業務支援拠点運営委託 一式
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 履行期間
ア 履行期間（令和6年度分）
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
イ 総履行期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）
- (4) 履行場所
中区桜木町1丁目1番地56（みなとみらい21・クリーンセンター）
- (5) 入札方法
この入札は、第3号アに掲げる期間における委託料の総価により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「コンピュータ業務のD：データ入力」に登録が認められている者であること。
- (3) 令和5年12月28日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 過去5年以内に戸籍入力業務の履行実績を有すること。
- (5) 次の2つの認証資格を全て取得していること。
ア プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC））
イ 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度における認証（ISMS:ISO27001）

3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和5年12月28日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
入札説明書による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市市民局窓口サービス課（横浜市庁舎12階）
- (4) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）
電話 045(671)2186（直通）
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市市民局窓口サービス課（横浜市庁舎12階）
芝本 電話 045(671)2176（直通）

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札説明書に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付方法等

横浜市ホームページよりダウンロード可能。

[\(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/itaku/shimin/\)](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/itaku/shimin/)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和6年1月18日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市市民局窓口サービス課（横浜市庁舎12階）
電話 045(671)2176（直通）

7 入札及び開札

(1) 入札方法及び入札期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

ア 持参による入札書の提出

(ア) 入札日時

令和6年1月31日午前11時

(イ) 入札場所

中区本町6丁目50番地の10
横浜市庁舎共用会議室15-S11会議室（横浜市庁舎15階）

イ 郵送による入札書の提出

令和6年1月30日午後5時までに第3項第3号に掲げる局課に必着のこと。

(2) 開札予定日時

令和6年1月31日午前11時

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札
- (2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札
- (3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 契約金の支払方法

(1) 前金払

行わない。

(2) 契約金の支払方法

設計図書に定める部分払の基準により、部分検査終了後、請求に基づき支払う。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
-

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 契約書作成の要否
要する。

- (3) 契約の条件

ア この契約は、令和6年度横浜市各会計予算が令和6年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

イ この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除された場合は、横浜市は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。また、受託者は、本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除されたことにより、本市が本件契約を解除した場合において、本市が翌年度以降に支払いを予定していた委託料について請求することはできないものとする。また、受託者は、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があったことにより、本市が本件契約を変更又は解除した場合に生じた損害の賠償について本市に請求することはできない。

- (4) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Management of Support Center of Family Registration System
- (2) Deadline for the tender: 11:00 a.m. 31 January, 2024 (Japan Standard Time)
*For details, see the description of the tender
- (3) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (4) Contact point for the notice: Service Desk Division, City of Yokohama, 6-50-10 Honcho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-2176

特定調達契約に係る一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。
令和5年12月19日

契約事務受任者 横浜市副市長

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
令和6年度タブレット型コンピュータサポート業務委託 一式
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
小中学校企画課情報教育担当及び市立学校等（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法
この入札は、総価により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において種目316「コンピュータ業務」に登録が認められている者であること。
- (3) 令和5年12月28日から開札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 当該業務又はこれと同種の業務の実績を有する者であること。

3 入札参加の手続

当該入札に参加しようとする者（前項第2号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登録手続を行う者を含む。）は、次のとおり入札参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和5年12月28日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
入札説明書による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）
〒220-0022 西区花咲町6丁目145番地
横浜市教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当（横浜花咲ビル6階）
- (4) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）
電話 045(671)2248（直通）
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒220-0022 西区花咲町6丁目145番地
横浜市教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当（横浜花咲ビル6階）
階堂 電話 045(314)1316（直通）

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 入札説明書に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から開札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付方法等

横浜市ホームページよりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/itaku/kyoiku/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和6年1月17日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒220-0022 西区花咲町6丁目145番地

横浜市教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当（横浜花咲ビル6階）

電話 045(314)1316（直通）

7 入札及び開札

(1) 入札方法及び入札期間等

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により入札書を提出すること。

ア 持参による入札書の提出

(ア) 入札日時

令和6年1月31日午前10時

(イ) 入札場所

〒220-0022 西区花咲町6丁目145番地

横浜市教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当研修室（横浜花咲ビル6階）

イ 郵送による入札書の提出

令和6年1月30日午後5時までに第3項第3号に掲げる局課に必着のこと。

(2) 開札予定日時

令和6年1月31日午前10時

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

(2) 第2項に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

(3) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

(4) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 契約金の支払方法

(1) 前金払

行う。

(2) 契約金の支払方法

前金払いを行い、業務履行後に検査を行う。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約の条件

この契約は、令和6年度横浜市各会計予算が令和6年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

(4) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter of the contract: Support center for tablet computers

(2) Deadline for the tender: 10:00 a.m. 31 January, 2024 (Japan Standard Time)

*For details, see the description of the tender

(3) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures

(4) Contact point for the notice: Elementary and Junior High School Planning Division, Board of Education Secretariat, City of Yokohama, 6-145 Hanasaki-cho, Nishi-ku, Yokohama, 220-0022 TEL 045-314-1316

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。
令和5年12月19日

契約事務受任者 横浜市教育次長

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量
学校開放管理システム再構築業務委託 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課（横浜市庁舎）他

2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「316：コンピュータ業務のA：ソフトウェア開発・改修」に登録が認められている者であること。（参加意向申出書を提出した時点で、上記種目・細目で登録申請をしており、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する見込みがある者を含む。）
- (2) 令和6年1月5日から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。

3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者（前項第1号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。）は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和6年1月5日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
提案書作成要領による。
- (3) 提出場所（次号に掲げるものを除く。）
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課地域連携係（横浜市庁舎14階）
電子メール：ky-chiikirenkei@city.yokohama.jp
- (4) 前項第1号に規定する登録に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局契約第二課（横浜市庁舎11階）
電話 045(671)2186（直通）
- (5) 契約条項等に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課地域連携係（横浜市庁舎14階）
岩野 電話 045(671)3278（直通）

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から提案書提出期限まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページの各区局発注（教育委員会事務局）よりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2024/itaku/kyoiku/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和6年2月1日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課地域連携係（横浜市庁舎14階）

電話 045(671)3278（直通）

7 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

令和6年2月1日午後5時（提案書締切）

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 提出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課地域連携係（横浜市庁舎14階）

電話 045(671)3278（直通）

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

(1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書

(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書

(3) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

9 受託候補者の特定

(1) 提案内容に関するヒアリング

提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) プロポーザルの特定方法

「学校開放管理システム再構築業務委託」受託候補者特定に係る実施要領による。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

(5) 契約の条件

この契約は令和6年度横浜市各会計予算が令和6年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

(6) 詳細は、提案書作成要領による。

11 Summary

(1) Subject matter of the contract: Outsourcing of reconstruction of school open management system

(2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 5 January, 2024 (Japan Standard Time)

(3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 1 February, 2024 (Japan Standard Time)

(4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures

(5) Contact point for the notice: School Support and Regional Cooperation Division, Board of Education

Secretariat, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-3278